

「ワクチン・検査パッケージ」の活用について

- (1) ワクチン接種済（**1月10日から7月14日**利用分については、**全員がワクチン3回目接種済**であること、又は、検査結果が陰性であることが条件となること。
- (2) 旅行当日、予防接種済証等、又は、検査結果通知書の確認が必要であること。
- (3) 検査結果通知書においては、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限の記載が必須となること。
- (4) 確認書類の持参忘れ等により、予防接種済証等、又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと
（HOKKAIDO LOVE！割の対象外となること）。
- (5) ワクチン接種済み又は検査結果が陰性であったとしても、基本的な感染対策を怠らないこと。
- (6) 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

(注意事項)

- ◆ 代表者のみならず、**全ての利用者の確認が必要**です（現住所確認と同じ）
- ◆ **12歳未満の児童**については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査は不要です。